

# 別紙 1

## 山梨県馬術競技用馬評価選定委員会設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、山梨県馬術競技用馬評価選定委員会（以下「委員会」という。）の設置及び運営について必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 この委員会は、山梨県馬術競技用馬評価選定委員会に係る次の事項について検討を行うために設置する。

- (1) 県有競技用馬の評価に関すること
- (2) 強化指定馬の評価・選定及び管理に関すること
- (3) その他必要な事項

### (構成員等)

第3条 委員会は別表に掲げる者を構成員とする。

- 2 構成員が必要と認めるときは、委員会に別表に掲げる者以外の者の参加を求めることができる。

### (会長)

第4条 選定委員会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

### (会議)

第5条 委員会は、会長が招集し、これを開催する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席により成立する。
- 3 委員会の議長は、会長が当たる。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聞くことができる。

### (任期)

第6条 委員の任期は、委嘱の日から平成31年3月31日までとする。

(庶務)

第7条 委員会及び作業部会の事務局は、山梨県馬事振興センターが行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会で定める。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

別表（第3条関係）

山梨県馬術競技用馬評価選定委員会  
構成員表

1	山梨県教育庁スポーツ健康課長
2	山梨県農政部畜産課長
3	アドバイザー（国際審判員等）
4	山梨県馬事振興センター専務理事
5	山梨県馬術連盟理事長
6	本国体・関東ブロック大会監督